

令和 7 年度 第 9 回松伏町農業委員会会議録

会 議 日 時	令和 7 年 1 1 月 2 5 日 (火) 午後 2 時 3 0 分
会 議 場 所	松伏町役場本庁舎 2 階 2 0 1 会議室
開 会 時 刻	午後 2 時 1 5 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 5 5 分
議 長	藤江 健広

委員出欠状況

議席	氏 名	出欠席	議席	氏 名	出欠席
1	岡 野 正 幸	○	2	横 川 朝 治	○
3	石 塚 要	○	4	飯 島 明	○
5	須 賀 喜佐子	○	6	横 川 和代子	○
7	滑 川 浩	○	8	松 崎 一 男	○
9	永 野 浩 司	○	1 0	山 崎 良 夫	○
1 1	小 島 康 平	○	1 2	竹 内 隆	○
1 3	八 木 大 輔	○	1 4	藤 江 健 広	○
	舩 田 晃 (最適化推進委員)	○		小 島 雄 一 (最適化推進委員)	○
	柴 田 光 善 (最適化推進委員)	○		山 崎 富 康 (最適化推進委員)	○
	砂 川 進 (最適化推進委員)	○		三反崎 善 隆 (最適化推進委員)	○
	内 藤 玉 江 (最適化推進委員)	○			

事 務 局	事務局長 大貫 事務局長補佐 八子 主査 吉田 主任 蓮沼
-------	----------------------------------

議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸報告について
- 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について
- 日程第 4 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出書の受理について
- 日程第 5 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出書の受理について

<p>日程第 3</p>	<p>◎議長 次に、諸報告を行います。 まず始めに、総務又は農地委員長からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 続いて、農協・土地改良区・認定農業者協議会からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 続いて、その他の委員又は事務局からの報告はありませんか。</p> <p>◎事務局 ・議案書の訂正について ・お見舞金について</p> <p>◎議長 以上で報告を終わります。</p> <p>【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 3 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について上程いたします。 時間短縮のため、朗読は省略いたします。 それではNo.1 について事務局から説明をお願いします。</p> <p>◎事務局 案内図は 1 ページです。 譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。 譲渡人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇です。 申請地の地目は田および畑で、田が 6 筆、面積が〇〇〇〇㎡、畑 1 筆面積が〇〇〇〇㎡の農地です。合計〇〇〇〇㎡ 譲渡理由は、譲渡人は、労力不足によるもので、譲受人は、新規就農です。 また、使用貸借による権利の設定です。 それでは、議案 1-1 資料をご覧ください。 営農計画書の事業計画についてです。取得目的は主に販売一部、自家消費となっております。 年間の作業計画についてです。栽培作物は、水稻、トマト等で水稻については 1 月から 3 月まで土壌管理等。4 月から 5 月で耕起、播種、苗づくり、定植。6 月 7 月で田圃管理、肥培等、8 月に収穫。9 月から 12 月にかけては土壌管理等となっております。 トマト等については 1 月 2 月で土壌管理等、3 月に耕起、播種等、4 月</p>
--------------	--

に仮植え等、5月は肥培管理等、6月から10月にかけて収穫等、11月12月が他作付け、土壌管理等となっております。

作業時間月につきましては、1月から3月までが各月〇〇〇時間、4月から11月までが各月〇〇〇時間、12月が〇〇〇時間です。年間で250日を予定しています。世帯合計で〇〇〇日の予定です。150日以上のため、農作業に常時従事すると認められます。

譲受人世帯の現在の経営農地面積はありません。

農機具の所有状況は、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台を譲渡人の〇〇〇さんから借りる予定です。

譲受人の農作業暦はありません。通作距離は拠点となる居宅より電車で80分です。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は〇〇〇〇㎡になります。

周辺地域との関係については、譲受人の〇〇さんの農法を継承するとの事で、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

補足ですが、なぜ、都内住みの方が農地を借りて農業に従事したいのか事情を聞いております。

譲受人の〇〇〇さんの〇さんが譲渡人の〇〇〇さんの〇で、交流があったそうです。

このところで〇〇〇さんが〇〇のため、農業ができない状況になってしまったそうです。

現場への復帰は難しいとのことで、〇〇〇さんが将来的に農業を引き継ぐという話になったそうです。

通作距離ですが、来年の1月には現在の会社を退職し就農予備校に通いながら、農業に専従したいとの事でありました。

時期は未定とのことでありますが、農地から近い所へ引っ越しも予定しているそうです。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎小島（康）委員

11月18日、火曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎竹内委員

聞き逃してしまったのですが、〇〇〇さんと〇〇〇さんの年齢を教えてください。

◎事務局

〇〇〇さんが〇〇歳、〇〇〇さんが〇〇歳です。

◎柴田委員

就農予備校に通いながら、田、畑の耕作時間は取れるのか。

〇〇さんは、〇〇のため耕作ができないとなっていますが、直接〇〇さんから指導を受けるのですか。

全くの素人であれば、かなりの時間数を指導につかなければならないと思うが。

◎横川（朝）委員

続けてなんですが、〇〇さんは〇〇さんの作業を手伝ったことがあるんですか。〇〇であれば今までに手伝ったことがあるのではないのか。

◎事務局

まず、就農予備校の時間ですが、座学〇〇分〇回、実技、技術習得で〇〇〇㎡の畑を1年間耕作することとなっております。

近くに、引っ越すとのことなので、最初の2ヶ月は厳しい状況で、そのあとは時間的に問題ないかと思います。

過去に〇〇さんから5年間の農業指導を受けています。

◎議長

私から言うのもなんなんですが、〇〇地区は作るのが難しいところなので、そういったところは大丈夫なんでしょうか。

◎事務局

技術的などところまでは確認できておりません。

◎須賀委員

私は、途中から農業になり手探りの中でやってきました。急に受けても難しいんじゃないかと思う。

◎竹内委員

ひとつの意見ですが、最初はなんでも大変なので、失敗しながらやっていくと思う。何かあれば農業委員会で相談助言してあげてもいいんじゃないでしょうか。

◎柴田委員

議長から話があったが、〇〇地区の〇〇側、〇〇側、〇〇側はすべて土の質が違う、それと合わせて、〇〇さん以外の方に1または2年は現役の農業者に指導を仰ぐことを条件としたらどうか。農業委員会としては、農地が荒れてしまうことが心配。

◎議長

それでは〇〇さん以外の方にも指導ををしてもらうことを条件としてよろしいでしょうか。

(なし)

条件付きで採決を採ります。

条件付きで許可に賛成の方の挙手をお願いします。

<p>日程第 4</p>	<p>(挙手全員) 挙手全員です。 よって、本案は条件付きで許可されました。</p> <p>【報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出書の受理 について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 4 報告第 1 号について事務局報告願います。</p> <p>◎事務局 ○○地区において、転用届出書の提出がありましたのでご報告させていただきます。</p>
<p>日程第 5</p>	<p>【報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出書の受理 について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 5 報告第 2 号について事務局報告願います。</p> <p>◎事務局 ○○地区において、転用届出書の提出がありましたのでご報告させていただきます。</p> <p>◎議長 以上をもって、本定例総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 その他として、委員または事務局から何かありますか。</p> <p>◎事務局 ・来月の農業収穫祭表彰式について ・次回の総会の日時について ・総務協議会について</p> <p>◎議長 その他何かありますか。ないようですのでそれでは閉会いたします。 閉会の挨拶を、八木会長職務代理より願います。</p> <p>◎八木会長職務代理 農業収穫祭実行委員会からの農業委員会総会、長時間にわたりお疲れさまでした。 今、インフルエンザが流行しています。農業収穫祭もありますので、夜遊びは控えていただき、当日は元気に参加できるようお願いいたします。 お疲れさまでした。</p>

午後 2 時 5 5 分、八木会長職務代理の閉会の辞を以って終了する。